

技能労働者等への適切な賃金水準の確保について

令和 5年 4月

国においては、近年のダンピング受注の激化が労働者の賃金低下や保険未加入を招き、これらが原因となって若年入職者の減少が続いており、高齢化が進むなか若手が技術を習得する機会のないまま技能労働者が減少することは、将来の建設産業全体の存続が危ぶまれるとしています。こうした現状を踏まえ、農林水産省及び国土交通省では、令和4年度当初の労務単価と比べ、全国平均で5.2%上昇となる公共工事設計労務単価（新労務単価）を決定しました。

本市においても、この新労務単価等を予定価格の積算に適用することにより、適正な価格での契約及び技能労働者等への適切な賃金水準の確保に努めることとしています。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

1 適正な賃金の支払いについて

本市発注の建設工事は、二省協定労務単価等に基づき積算しています。元請業者は、適切な価格で下請負契約を締結するとともに、労働者への適正な賃金の支払いを下請業者に要請してください。

2 社会保険等への加入の徹底について

下請契約を締結する場合は、社会保険料相当額（事業主負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額による下請負契約を締結してください。また、技能労働者に社会保険料相当額（労働者負担分）を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させるよう下請業者に指導してください。

※社会保険等（医療（健康）保険、年金保険、雇用保険）への未加入を防止するため、下請業者には社会保険料相当額（法定福利費）の内訳を明示した見積書の提出を依頼していただき、できる限り標準見積書を活用するよう指導してください。

※平成31年4月1日より、本市発注の建設工事を契約する受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入業者との一次下請けを原則禁止しております。